

ご説明資料

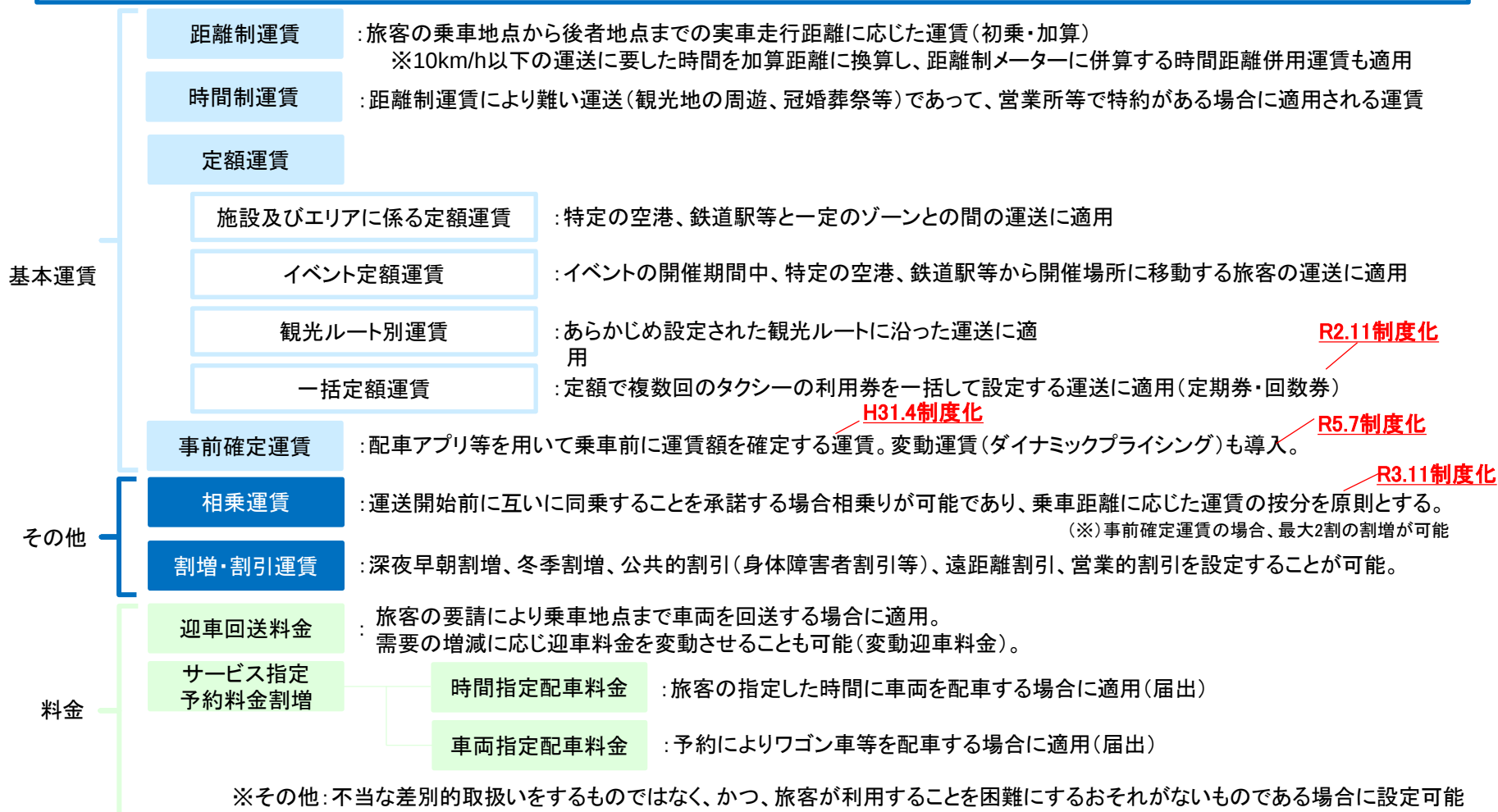
国土交通省物流・自動車局
令和6年12月

タクシー運賃について

タクシーの運賃制度について

- タクシーの運賃は、道路運送法に基づく国土交通大臣の認可事項となっている(注)。
- 距離制運賃について、平成31年に事前確定運賃を、令和2年に一括定額運賃を、令和3年に相乗運賃を導入する等、運賃制度の柔軟化を進めている。

(注) 供給過剰地域ではタクシー特措法が適用され、国土交通大臣が定める運賃の範囲内で運用する必要がある。



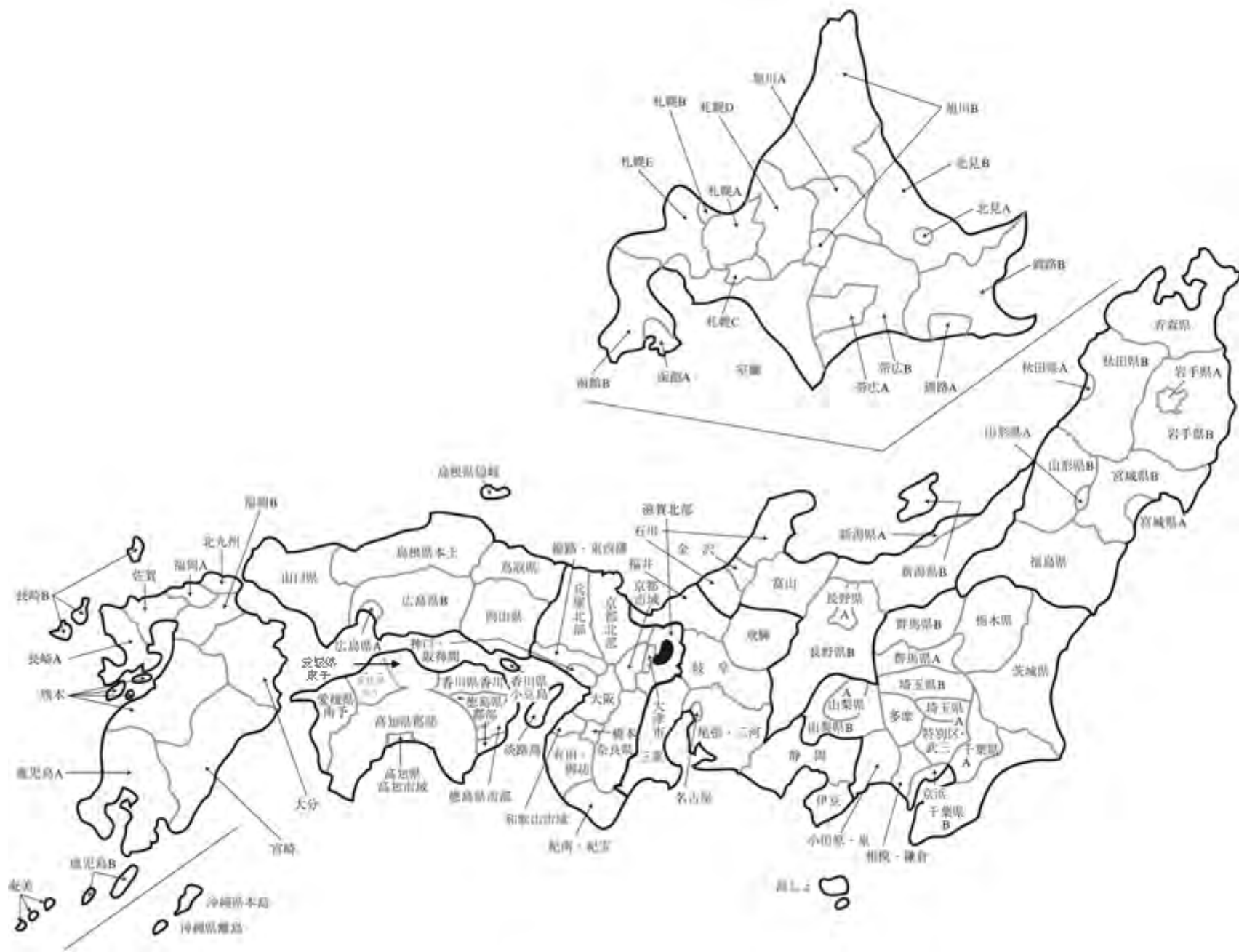
R2.11制度化

H31.4制度化

R5.7制度化

R3.11制度化

タクシーの運賃ブロック(全国101地域)



① 事業者が運賃改定を申請

- 最初の申請から3ヶ月以内に、運賃ブロック内の法人全車両数の7割の申請があった場合に②以降の手続を開始（申請が7割に達した段階で3ヶ月を待たずに審査開始）

約3月

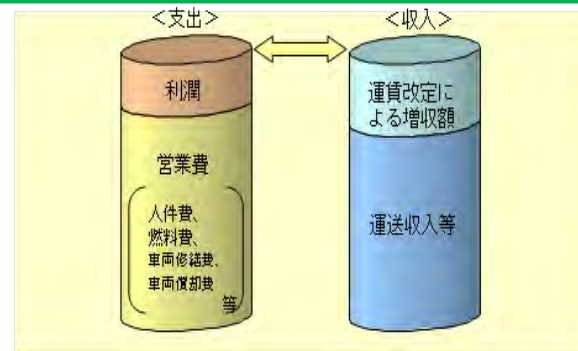
② 標準能率事業者の収支が赤字であるかの審査

- 運賃ブロックの法人から、標準能率事業者（※）を抽出し（全体の5割）、その実績年度の収支平均が赤字である場合に③以降の手続を開始

（※）費用に見合う収入を得ている等、能率的経営を行う者のこと。

③ 運賃改定率を算定

- 標準能率事業者から、保有車両数等に偏りが出ないよう原価計算対象事業者を抽出し（10~30社程度）、その経営に必要な営業費に適正な利潤を加えた総括原価を求め、総収入がこれと等しくなる運賃改定率を算出。
- なお、特定地域・準特定地域である場合には（東京都特別区・武三地区は後者に該当）、その協議会に意見聴取が必要。



約6月

④ 消費者庁に協議／消費者委員会及び物価問題に関する関係閣僚会議に付議

- 50万人以上の都市に係る場合は消費者庁協議が必要。また、一定の場合には（東京都特別区のタクシー事業者に関係する場合等）、消費者委員会及び物価問題に関する関係閣僚会議付議が必要。

約2月

⑤ 公定幅運賃を公示／その1月後に施行

特別区・武三交通圏の状況

1. 改定の背景

特別区・武三地区においては、運送の効率化が図られているものの、タクシー乗務員の労働環境の改善、ユニバーサルデザインタクシーの導入、配車アプリ・キャッシュレス決済の導入等のサービスの質や安全性の向上のために必要な投資を進めてきた結果、収支率が悪化しており、今後、更なるサービスの向上やタクシー乗務員の労働環境の改善を行うために、平成 19 年以来の実質的な運賃改定(※)を行ったもの。

※平成 26 年及び令和元年に消費税率引上げに伴う改定、平成 29 年に運賃組替えあり。

2. 改定の内容

- ① 総括原価方式により、原価計算対象事業者(※)30社の平成31年実績を基に査定を行い、増収率14.24%を算出。
※年間平均実働率の水準が当該地域内の全事業者の上位80%に入る等、標準的経営を行っている事業者から選定。

所要増収率の算定根拠【東京都 特別区・武三地区】

原価対象事業者 30社			(単位:千円)			
項 目	平成31年 実績		査 定		改定後	
	金 額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運 送 収 入	36,185,952	97.4%	36,153,603	97.4%	41,302,825	97.7%
運 送 雑 収	50,717	0.1%	50,717	0.1%	50,717	0.1%
営 業 外 収 益	929,659	2.5%	929,659	2.5%	929,659	2.2%
計	37,166,328	100.0%	37,133,979	100.0%	42,283,201	100.0%
人 件 費 計	27,115,947	70.7%	30,307,332	71.7%	30,307,332	71.7%
運転者人件費	25,517,515	66.6%	28,684,918	67.8%	28,684,918	67.8%
其他人件費	1,598,432	4.2%	1,622,414	3.8%	1,622,414	3.8%
燃 料 油 脂 費	1,476,672	3.9%	2,804,316	6.6%	2,804,316	6.6%
車 両 修 繕 費	639,612	1.7%	657,862	1.6%	657,862	1.6%
車 両 償 却 費	640,662	1.7%	548,122	1.3%	548,122	1.3%
その他運送費	3,847,516	10.0%	3,503,782	8.3%	3,503,782	8.3%
一 般 管 理 費	3,366,108	8.8%	3,236,922	7.7%	3,236,922	7.7%
営 業 外 費 用	503,469	1.3%	474,018	1.1%	474,018	1.1%
小 計	37,589,986	98.0%	41,532,354	98.2%	41,532,354	98.2%
適 正 利 潤	750,848	2.0%	750,848	1.8%	750,848	1.8%
運 送 原 価 (計)	38,340,834	100.0%	42,283,202	100.0%	42,283,202	100.0%
利潤込収支差	△ 1,174,506		△ 5,149,223		△ 1	
利潤込収支率	96.94%		87.82%		100.00%	
所要増収額			5,149,223			
(所要)増収率			14.24%			

② 改定率が増収率と等しくなるように改定後の運賃額を設定。

項 目	区分	改定前(上限運賃)				改定後(上限運賃)			
		初 乗		加 算		初 乗		加 算	
距離制運賃	特大車	1.052 km	500 円	195 m	80 円	1.096 km	570 円	224 m	100 円
	大型車	1.052 km	460 円	213 m	80 円	1.096 km	530 円	240 m	100 円
	普通車	1.052 km	420 円	233 m	80 円	1.096 km	500 円	255 m	100 円
時間距離併用運賃	特大車	時速10km以下の走行時間について 1分10秒までごとに 80 円				時速10km以下の走行時間について 1分25秒までごとに 100 円			
	大型車	時速10km以下の走行時間について 1分20秒までごとに 80 円				時速10km以下の走行時間について 1分30秒までごとに 100 円			
	普通車	時速10km以下の走行時間について 1分25秒までごとに 80 円				時速10km以下の走行時間について 1分35秒までごとに 100 円			

※信号待ちや渋滞など時速10km以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を運賃に換算し、距離制運賃と併算

時間制 (時間貸し切り)	特大車	初乗60分まで 5,100円 加算30分までごとに2,400円		初乗60分まで 5,820円 加算30分までごとに2,740円	
	大型車	初乗60分まで 4,900円 加算30分までごとに2,270円		初乗60分まで 5,590円 加算30分までごとに2,590円	
	普通車	初乗60分まで 4,700円 加算30分までごとに2,150円		初乗60分まで 5,360円 加算30分までごとに2,450円	

＜改定後の運賃の範囲＞

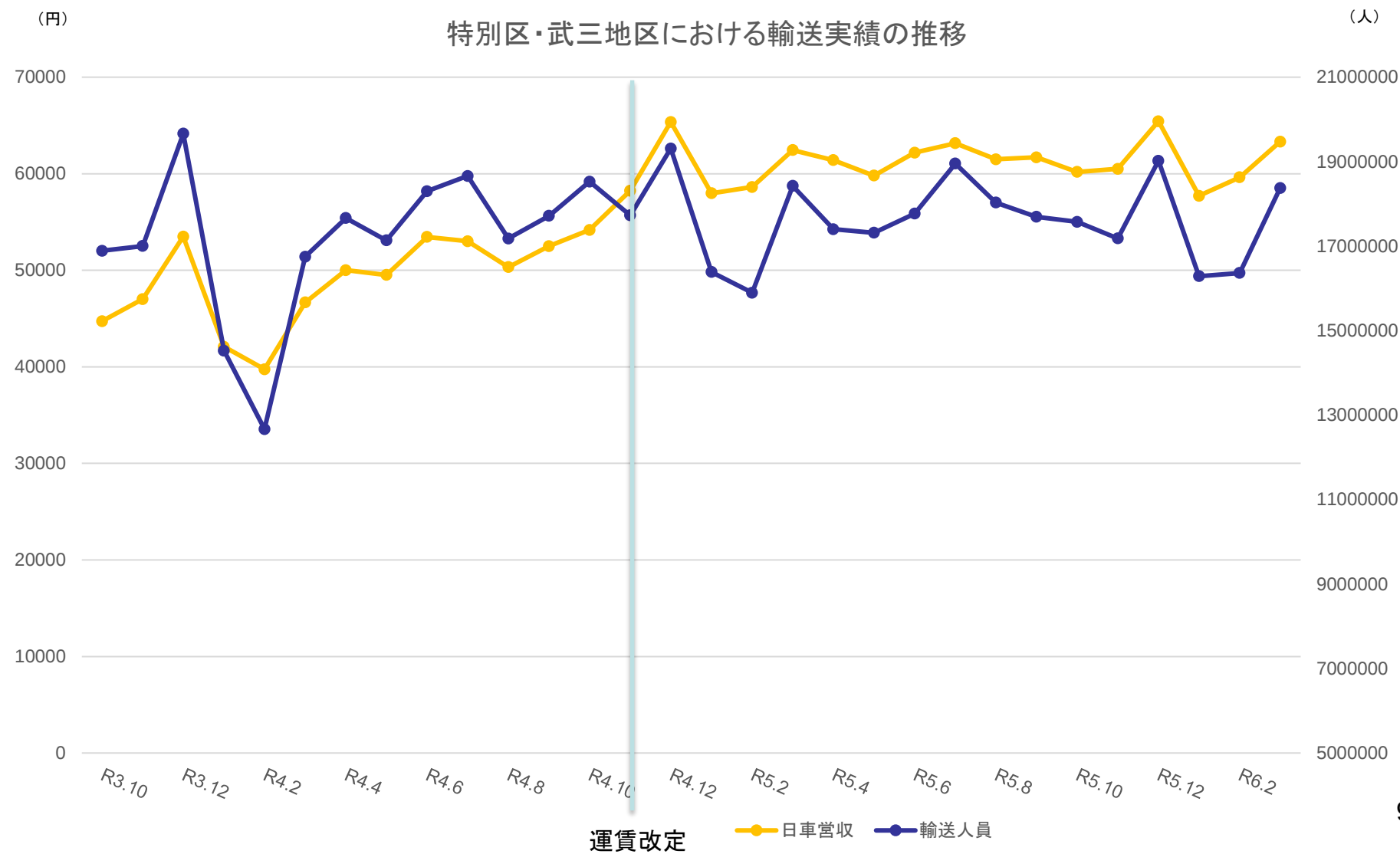
③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 1.094km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃
A（上限運賃）	500 円	255 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	A（上限運賃）	5,380 円	30 分 2,450 円
B 運 賃	490 円	260 m 100 円	1 分 35 秒 100 円	B 運 賃	5,250 円	30 分 2,400 円
C 運 賃	480 円	266 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	C 運 賃	5,150 円	30 分 2,350 円
下 限 運 賃	470 円	271 m 100 円	1 分 40 秒 100 円	下 限 運 賃	5,040 円	30 分 2,300 円

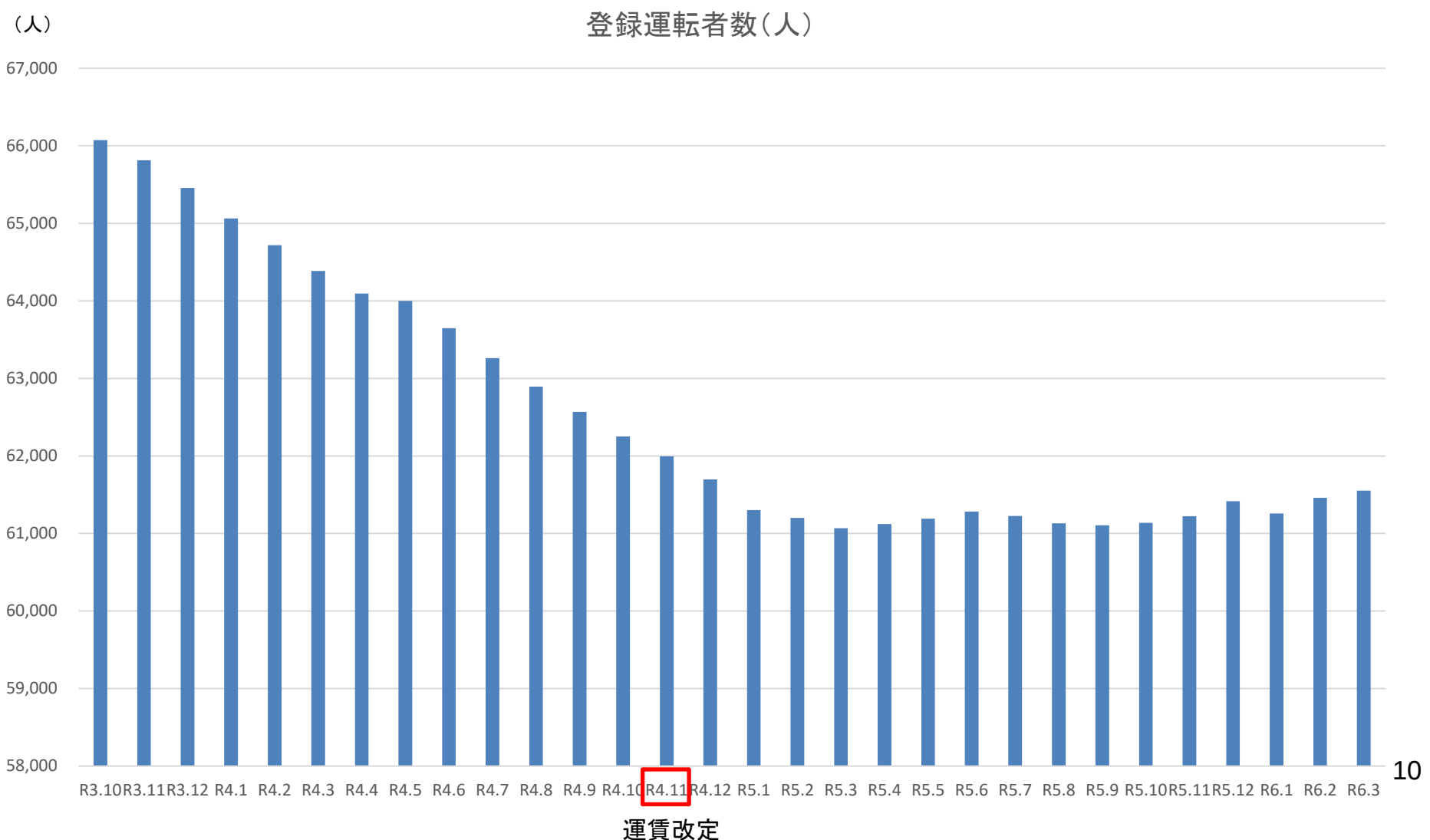
＜運賃改定を行った法人タクシー事業者の運賃届出状況（令和4年11月30日時点）＞

普通車	上限運賃	B運賃	C運賃	下限運賃
距離制	295社（26,820両）	0社	0社	2社（175両）

特別区・武三地区における輸送実績の推移



特別区・武三地区におけるタクシー乗務員数の推移



運賃改定に関する貴委員会の御意見

1. 結論

○公共料金等専門調査会は、後記3. で指摘する留意事項の対応状況等について、運賃規制全般についての
不断の見直しの状況も含めて、本改定案による運賃改定実施後、検証に必要なデータ等が整う令和6年中に、
国土交通省へのヒアリングを含めた検証を行う。

3. 留意事項

(1) 運賃改定に関する丁寧な周知及び実施状況の把握

○本改定案は改定率が14.24%であり、運賃の値上げ幅が小さいものであることから、消費者の理解を得る
ための丁寧な周知が必要である。国土交通省は、今回の運賃値上げが消費者のサービス利便性の確保・向
上やタクシー乗務員の労働環境改善に資することについて、消費者に対して積極的な周知を行うべきである。
また、タクシー業界は、利用者への丁寧な情報提供・説明を行うべきである。

○事業者は、上限運賃から下限運賃までの運賃幅から選択して運賃を決定することから、国土交通省は、各
事業者の運賃届出の結果によるタクシー運賃の値上げ状況を正確に把握すべきである。また、本改定案によ
る運賃値上げが消費者に与える影響についても、国土交通省はフォローアップすべきである。

(2) 消費者のサービス利便性の確保・向上

○下記の取組が進められていることが確認された。これらの取組は、消費者の利便性、快適性及び安全性を
確保し、向上させるものと評価できる。今後も、国土交通省及びタクシー業界は、地方公共団体等とも連携し、
利用者のニーズに応じて一層の取組を進めるべきである。

- ・ユニバーサルデザイン車両の導入やタクシー乗り場の改善
- ・配車アプリやキャッシュレス決済の普及
- ・ドライブレコーダーや先進安全自動車の導入
- ・その他のサービス(子育てや介護等に資するサービス)の推進

○なお、デジタル化に伴うサービスは積極的に進められるべきであるが、デジタルによるサービス利用に不慣
れな消費者が取り残されないように、国土交通省及びタクシー業界は、将来においても多くの消費者がメリッ
トを享受できるように十分に配慮しながら取組を進めるべきである。

3. 留意事項

(3) 消費者等の意見の反映

○タクシーの利便性向上に向けて、国土交通省は、同協議会のみならず、地方公共団体等との連携や消費者からの意見聴取を不断に行う等、消費者等の意見の反映を一層進めるべきである。

(4) サービスの質・安全性の確保及びタクシー乗務員の労働環境の改善

○タクシーのサービスの質・安全性及びタクシー乗務員の労働環境は、タクシーの運賃と並んで、消費者のタクシー利用に影響を与えるものである。

○国土交通省は、今回の運賃値上げの趣旨である、消費者のサービス利便性の確保・向上や安全性の確保、タクシー乗務員の賃金引上げ等の労働環境の改善に適切に反映されているかについて、継続的に事業者の監視を行うべきである。

3.(1)運賃改定に関する丁寧な周知及び実施状況の把握

国土交通省の取組み

- 運賃改定にあたり、関東運輸局において十分な期間(一ヶ月)をとってあらかじめプレスリリースを行い、広く周知を実施、また、関東運輸局HP等において改定後運賃の公示を行った。
- さらに、関東運輸局においては、利用者からの問い合わせに対して、丁寧な説明を実施。

<プレスリリース>



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
関東運輸局プレスリリース

令和4年10月11日

令和4年11月14日より東京特別区・武三地区のタクシー運賃が変わります。

～サービスの向上や乗務員の労働環境改善のための運賃改定～

東京特別区・武三地区において、昨年12月よりタクシーの運賃改定のための要請が行われておりましたが、10月11日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃改定は、平成19年に運賃改定を実施してから、約15年ぶりとなる運賃改定であり、改定率は、14.24%となります。

改定後の運賃は、普通車上限の初乗り額が420円から500円、加算額が80円から100円となり、乗車距離は初乗り1.052kmから1.096km、加算距離が233mから255mとなります。

これまでタクシー事業者は、ユニバーサルデザインタクシーの導入、配車アプリやキャッシュレス決済機器の導入等、タクシーのサービスの質や安全性の向上のために必要な投資を進めるとともに、タクシー乗務員の労働環境の改善に努めてまいりましたが、現行の運賃水準では、継続的かつ適切な経営を維持していくことが困難な状況に直面しています。

今後も、更なるサービスの向上やタクシー乗務員の労働環境の改善を図り、公共交通としてのタクシーを維持していくためには、運賃改定が必要であり、今般、改定を行うものです。

1. 新運賃の概要

別添1のとおり

2. 運賃改定率の算定根拠

別添2のとおり

3. 適用地域

東京都特別区、武蔵野市、三鷹市

4. 実施時期

令和4年11月14日(月)

連絡先 関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課 石川・小川
電話：045-211-7246(直通)・FAX: 045-201-8802

(配布先) 横浜海山記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、
関東運輸局記者会(ハイク等専門紙)

新運賃の概要

別添1

率 率

場 行

特別区・武三交通圏の運賃の範囲

特別区・武三交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大乗車

乗車距離		乗車距離		乗車距離		乗車距離	
初乗運賃	加算運賃	乗車距離	乗車距離	初乗運賃	加算運賃	乗車距離	乗車距離
1.096km	1.096km	1.096km	1.096km	1.096km	1.096km	1.096km	1.096km
A (1.096km)	870 円	324 m	100 円	A (1.096km)	830 円	30 分	2,740 円
B 運賃	860 円	324 m	100 円	B 運賃	870 円	30 分	2,890 円
C 運賃	850 円	324 m	100 円	C 運賃	820 円	30 分	2,640 円
D 運賃	840 円	324 m	100 円	D 運賃	810 円	30 分	2,590 円
E 運賃	830 円	324 m	100 円	E 運賃	800 円	30 分	2,540 円
F 運賃	820 円	324 m	100 円	F 運賃	790 円	30 分	2,490 円
G 運賃	810 円	324 m	100 円	G 運賃	780 円	30 分	2,440 円
H 運賃	800 円	324 m	100 円	H 運賃	770 円	30 分	2,390 円
I 運賃	790 円	324 m	100 円	I 運賃	760 円	30 分	2,340 円
J 運賃	780 円	324 m	100 円	J 運賃	750 円	30 分	2,290 円
K 運賃	770 円	324 m	100 円	K 運賃	740 円	30 分	2,240 円
L 運賃	760 円	324 m	100 円	L 運賃	730 円	30 分	2,190 円
M 運賃	750 円	324 m	100 円	M 運賃	720 円	30 分	2,140 円
N 運賃	740 円	324 m	100 円	N 運賃	710 円	30 分	2,090 円
O 運賃	730 円	324 m	100 円	O 運賃	700 円	30 分	2,040 円
P 運賃	720 円	324 m	100 円	P 運賃	690 円	30 分	1,990 円
Q 運賃	710 円	324 m	100 円	Q 運賃	680 円	30 分	1,940 円
R 運賃	700 円	324 m	100 円	R 運賃	670 円	30 分	1,890 円
S 運賃	690 円	324 m	100 円	S 運賃	660 円	30 分	1,840 円
T 運賃	680 円	324 m	100 円	T 運賃	650 円	30 分	1,790 円
U 運賃	670 円	324 m	100 円	U 運賃	640 円	30 分	1,740 円
V 運賃	660 円	324 m	100 円	V 運賃	630 円	30 分	1,690 円
W 運賃	650 円	324 m	100 円	W 運賃	620 円	30 分	1,640 円
X 運賃	640 円	324 m	100 円	X 運賃	610 円	30 分	1,590 円
Y 運賃	630 円	324 m	100 円	Y 運賃	600 円	30 分	1,540 円
Z 運賃	620 円	324 m	100 円	Z 運賃	590 円	30 分	1,490 円
AA 運賃	610 円	324 m	100 円	AA 運賃	580 円	30 分	1,440 円
AB 運賃	600 円	324 m	100 円	AB 運賃	570 円	30 分	1,390 円
AC 運賃	590 円	324 m	100 円	AC 運賃	560 円	30 分	1,340 円
AD 運賃	580 円	324 m	100 円	AD 運賃	550 円	30 分	1,290 円
AE 運賃	570 円	324 m	100 円	AE 運賃	540 円	30 分	1,240 円
AF 運賃	560 円	324 m	100 円	AF 運賃	530 円	30 分	1,190 円
AG 運賃	550 円	324 m	100 円	AG 運賃	520 円	30 分	1,140 円
AH 運賃	540 円	324 m	100 円	AH 運賃	510 円	30 分	1,090 円
AI 運賃	530 円	324 m	100 円	AI 運賃	500 円	30 分	1,040 円
AJ 運賃	520 円	324 m	100 円	AJ 運賃	490 円	30 分	990 円
AK 運賃	510 円	324 m	100 円	AK 運賃	480 円	30 分	940 円
AL 運賃	500 円	324 m	100 円	AL 運賃	470 円	30 分	890 円
AM 運賃	490 円	324 m	100 円	AM 運賃	460 円	30 分	840 円
AN 運賃	480 円	324 m	100 円	AN 運賃	450 円	30 分	790 円
AO 運賃	470 円	324 m	100 円	AO 運賃	440 円	30 分	740 円
AP 運賃	460 円	324 m	100 円	AP 運賃	430 円	30 分	690 円
AQ 運賃	450 円	324 m	100 円	AQ 運賃	420 円	30 分	640 円
AR 運賃	440 円	324 m	100 円	AR 運賃	410 円	30 分	590 円
AS 運賃	430 円	324 m	100 円	AS 運賃	400 円	30 分	540 円
AT 運賃	420 円	324 m	100 円	AT 運賃	390 円	30 分	490 円
AU 運賃	410 円	324 m	100 円	AU 運賃	380 円	30 分	440 円
AV 運賃	400 円	324 m	100 円	AV 運賃	370 円	30 分	390 円
AW 運賃	390 円	324 m	100 円	AW 運賃	360 円	30 分	340 円
AX 運賃	380 円	324 m	100 円	AX 運賃	350 円	30 分	290 円
AY 運賃	370 円	324 m	100 円	AY 運賃	340 円	30 分	240 円
AZ 運賃	360 円	324 m	100 円	AZ 運賃	330 円	30 分	190 円
BA 運賃	350 円	324 m	100 円	BA 運賃	320 円	30 分	140 円
BB 運賃	340 円	324 m	100 円	BB 運賃	310 円	30 分	90 円
BC 運賃	330 円	324 m	100 円	BC 運賃	300 円	30 分	40 円
BD 運賃	320 円	324 m	100 円	BD 運賃	290 円	30 分	-10 円
BE 運賃	310 円	324 m	100 円	BE 運賃	280 円	30 分	-60 円
BF 運賃	300 円	324 m	100 円	BF 運賃	270 円	30 分	-110 円
BG 運賃	290 円	324 m	100 円	BG 運賃	260 円	30 分	-160 円
BH 運賃	280 円	324 m	100 円	BH 運賃	250 円	30 分	-210 円
BI 運賃	270 円	324 m	100 円	BI 運賃	240 円	30 分	-260 円
BJ 運賃	260 円	324 m	100 円	BJ 運賃	230 円	30 分	-310 円
BK 運賃	250 円	324 m	100 円	BK 運賃	220 円	30 分	-360 円
BL 運賃	240 円	324 m	100 円	BL 運賃	210 円	30 分	-410 円
BM 運賃	230 円	324 m	100 円	BM 運賃	200 円	30 分	-460 円
BN 運賃	220 円	324 m	100 円	BN 運賃	190 円	30 分	-510 円
BO 運賃	210 円	324 m	100 円	BO 運賃	180 円	30 分	-560 円
BP 運賃	200 円	324 m	100 円	BP 運賃	170 円	30 分	-610 円
BQ 運賃	190 円	324 m	100 円	BQ 運賃	160 円	30 分	-660 円
BR 運賃	180 円	324 m	100 円	BR 運賃	150 円	30 分	-710 円
BS 運賃	170 円	324 m	100 円	BS 運賃	140 円	30 分	-760 円
BT 運賃	160 円	324 m	100 円	BT 運賃	130 円	30 分	-810 円
BU 運賃	150 円	324 m	100 円	BU 運賃	120 円	30 分	-860 円
BV 運賃	140 円	324 m	100 円	BV 運賃	110 円	30 分	-910 円
BW 運賃	130 円	324 m	100 円	BW 運賃	100 円	30 分	-960 円
BX 運賃	120 円	324 m	100 円	BX 運賃	90 円	30 分	-1,010 円
BY 運賃	110 円	324 m	100 円	BY 運賃	80 円	30 分	-1,060 円
BZ 運賃	100 円	324 m	100 円	BZ 運賃	70 円	30 分	-1,110 円
CA 運賃	90 円	324 m	100 円	CA 運賃	60 円	30 分	-1,160 円
CB 運賃	80 円	324 m	100 円	CB 運賃	50 円	30 分	-1,210 円
CC 運賃	70 円	324 m	100 円	CC 運賃	40 円	30 分	-1,260 円
CD 運賃	60 円	324 m	100 円	CD 運賃	30 円	30 分	-1,310 円
CE 運賃	50 円	324 m	100 円	CE 運賃	20 円	30 分	-1,360 円
CF 運賃	40 円	324 m	100 円	CF 運賃	10 円	30 分	-1,410 円
CG 運賃	30 円	324 m	100 円	CG 運賃	0 円	30 分	-1,460 円
CH 運賃	20 円	324 m	100 円	CH 運賃	-10 円	30 分	-1,510 円
CI 運賃	10 円	324 m	100 円	CI 運賃	-20 円	30 分	-1,560 円
CJ 運賃	0 円	324 m	100 円	CJ 運賃	-30 円	30 分	-1,610 円
CK 運賃	-10 円	324 m	100 円	CK 運賃	-40 円	30 分	-1,660 円
CL 運賃	-20 円	324 m	100 円	CL 運賃	-50 円	30 分	-1,710 円
CM 運賃	-30 円	324 m	100 円	CM 運賃	-60 円	30 分	-1,760 円
CN 運賃	-40 円	324 m	100 円	CN 運賃	-70 円	30 分	-1,810 円
CO 運賃	-50 円	324 m	100 円	CO 運賃	-80 円	30 分	-1,860 円
CP 運賃	-60 円	324 m	100 円	CP 運賃	-90 円	30 分	-1,910 円
CQ 運賃	-70 円	324 m	100 円	CQ 運賃	-100 円	30 分	-1,960 円
CR 運賃	-80 円	324 m	100 円	CR 運賃	-110 円	30 分	-2,010 円
CS 運賃	-90 円	324 m	100 円	CS 運賃	-120 円	30 分	-2,060 円
CT 運賃	-100 円	324 m	100 円	CT 運賃	-130 円	30 分	-2,110 円
CU 運賃	-110 円	324 m	100 円	CU 運賃	-140 円	30 分	-2,160 円
CV 運賃	-120 円	324 m	100 円	CV 運賃	-150 円	30 分	-2,210 円
CW 運賃	-130 円	324 m	100 円	CW 運賃	-160 円	30 分	-2,260 円
CX 運賃	-140 円	324 m	100 円	CX 運賃	-170 円	30 分	-2,310 円
CY 運賃	-150 円	324 m	100 円	CY 運賃	-180 円	30 分	-2,360 円
CZ 運賃	-160 円	324 m	100 円	CZ 運賃	-190 円	30 分	-2,410 円
DA 運賃	-170 円	324 m	100 円	DA 運賃	-200 円	30 分	-2,460 円
DB 運賃	-180 円	324 m	100 円	DB 運賃	-210 円	30 分	-2,510 円
DC 運賃	-190 円	324 m	100 円	DC 運賃	-220 円	30 分	-2,560 円
DD 運賃	-200 円	324 m	100 円	DD 運賃	-230 円	30 分	-2,610 円
DE 運賃	-210 円	324 m	100 円	DE 運賃	-240 円	30 分	-2,660 円
DF 運賃	-220 円	324 m	100 円	DF 運賃	-250 円	30 分	-2,710 円
DG 運賃	-230 円	324 m	100 円	DG 運賃	-260 円	30 分	-2,760 円
DH 運賃	-240 円	324 m	100 円	DH 運賃	-270 円	30 分	-2,810 円
DI 運賃	-250 円	324 m	100 円	DI 運賃	-280 円	30 分	-2,860 円
DJ 運賃	-260 円	324 m	100 円	DJ 運賃	-290 円	30 分	-2,910 円
DK 運賃	-270 円	324 m	100 円	DK 運賃	-300 円	30 分	-2,960 円
DL 運賃	-280 円	324 m	100 円	DL 運賃	-310 円	30 分	-3,010 円
DM 運賃	-290 円	324 m	100 円	DM 運賃	-320 円	30 分	-3,060 円
DN 運賃	-300 円	324 m	100 円	DN 運賃	-330 円	30 分	-3,110 円
DO 運賃	-310 円	324 m	100 円	DO 運賃	-340 円	30 分	-3,160 円
DP 運賃	-320 円	324 m	100 円	DP 運賃	-350 円	30 分	-3,210 円
DQ 運賃	-330 円	324 m	100 円	DQ 運賃	-360 円	30 分	-3,260 円
DR 運賃	-340 円	324 m	100 円	DR 運賃	-370 円	30 分	-3,310 円
DS 運賃	-350 円	324 m	100 円	DS 運賃	-380 円	30 分	-3,360 円
DT 運賃	-360 円	324 m	100 円	DT 運賃	-390 円	30 分	-3,410 円
DU 運賃	-370 円	324 m	100 円	DU 運賃	-400 円	30 分	-3,460 円
DV 運賃	-380 円	324 m	100 円	DV 運賃	-410 円	30 分	-3,510 円
DW 運賃	-390 円	324 m	100 円	DW 運賃	-420 円	30 分	-3,560 円
DX 運賃	-400 円	324 m	100 円	DX 運賃	-430 円	30 分	-3,610 円
DY 運賃	-410 円	324 m	100 円	DY 運賃	-440 円	30 分	-3,660 円
DZ 運賃	-420 円	324 m	100 円	DZ 運賃	-450 円	30 分	-3,710 円
EA 運賃	-430 円	324 m	100 円	EA 運賃	-460 円	30 分	-3,760 円
EB 運賃	-440 円	324 m	100 円	EB 運賃	-470 円	30 分	-3,810 円
EC 運賃	-450 円	324 m	100 円	EC 運賃	-480 円	30 分	-3,860 円
ED 運賃	-460 円	324 m	100 円	ED 運賃	-490 円	30 分	-3,910 円
EE 運賃	-470 円	324 m	100 円	EE 運賃	-500 円	30 分	-3,960 円
EF 運賃	-480 円	324 m	100 円	EF 運賃	-510 円	30 分	-4,010 円
EG 運賃	-490 円	324 m	100 円	EG 運賃	-520 円	30 分	-4,060 円
EH 運賃	-500 円	324 m	100 円	EH 運賃	-530 円	30 分	-4,110 円
EI 運賃	-510 円	324 m	100 円	EI 運賃	-540 円	30 分	-4,160 円
EJ 運賃	-520 円	324 m	100 円	EJ 運賃	-550 円	30 分	-4,210 円
EK 運賃	-530 円	324 m	100 円	EK 運賃	-560 円	30 分	-4,260 円
EL 運賃	-540 円	324 m	100 円				

＜改定後運賃の公示＞

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示。）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

平成26年 2月28日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、市原交通圏、北総交通圏及び南房交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
群馬県	東毛交通圏及び中・西毛交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏

2. 公定幅運賃
別紙のとおり

3. 適用日
令和4年11月14日

附 則（平成27年10月1日 一部改正）

（別 紙）

特別区・武三交通圏の運賃の範囲

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制		時間制運賃		
	初乗運賃 1.096km	加算運賃				初乗運賃 1時間	加算運賃	
A（上限運賃）	570 円	224 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	A（上限運賃）	5,820 円	30 分 2,740 円
B 運 賃	560 円	228 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	B 運 賃	5,720 円	30 分 2,690 円
C 運 賃	550 円	232 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	C 運 賃	5,620 円	30 分 2,640 円
D 運 賃	540 円	236 m	100 円	1 分 25 秒	100 円	D 運 賃	5,510 円	30 分 2,600 円
下限運賃	530 円	240 m	100 円	1 分 30 秒	100 円	下限運賃	5,410 円	30 分 2,550 円

②大型車

	距離制運賃			時間距離併用制		時間制運賃		
	初乗運賃 1.096km	加算運賃				初乗運賃 1時間	加算運賃	
A（上層運賃）	530 円	240 m	100 円	1 分 30 秒	100 円	A（上層運賃）	5,590 円	30 分 2,590 円
B 運 賃	520 円	245 m	100 円	1 分 30 秒	100 円	B 運 賃	5,480 円	30 分 2,540 円
C 運 賃	510 円	249 m	100 円	1 分 30 秒	100 円	C 運 賃	5,380 円	30 分 2,490 円
下 限 運 賃	500 円	255 m	100 円	1 分 35 秒	100 円	下 限 運 賃	5,270 円	30 分 2,440 円

③普通車

	距離制運賃			時間距離併用制		時間制運賃		
	初乗運賃 1.096km	加算運賃				初乗運賃 1時間	加算運賃	
A（上乗運賃）	500 円	255 m	100 円	1 分 35 秒	100 円	A（上乗運賃）	5,360 円	30 分 2,450 円
B 運 賃	490 円	260 m	100 円	1 分 35 秒	100 円	B 運 賃	5,250 円	30 分 2,400 円
C 運 賃	480 円	266 m	100 円	1 分 40 秒	100 円	C 運 賃	5,150 円	30 分 2,350 円
下 限 運 賃	470 円	271 m	100 円	1 分 40 秒	100 円	下 限 運 賃	5,040 円	30 分 2,300 円

2. タクシー（初乗距離短縮）

①特定大型車

	距離制運賃			時間距離併用制	
	初乗運賃		加算運賃		
A（上乗運賃）	0.872km	470 円	224 m 100 円	1 分 25 秒	100 円
B 運 賃	0.868km	460 円	228 m 100 円	1 分 25 秒	100 円
C 運 賃	0.864km	450 円	232 m 100 円	1 分 25 秒	100 円
D 運 賃	0.860km	440 円	236 m 100 円	1 分 25 秒	100 円
下 限 運 賃	0.856km	430 円	240 m 100 円	1 分 30 秒	100 円

利用者の理解を得るための取組み等

タクシー業界の取組み

- 運賃改定にあたり、(一社)東京ハイヤー・タクシー協会においてプレスリリースを行い、周知を徹底。
- タクシー車内や乗り場において周知を行った。

<プレスリリース>

プレスリリース

報道関係各位

一般社団法人

TOKYO

東京ハイヤー・タクシー協会

Tokyo Hire-Taxi Association

令和4年11月吉日

タクシー運賃の改定について

(東京都23区・武蔵野市・三鷹市)

令和4年11月14日に出庫した車両より適用されます。

このたび東京都特別区・武三交通圏(東京都23区・武蔵野市・三鷹市)においては、平成19年度の運賃改定以降、良質で安全な輸送サービスの提供に努力してまいりましたが、近年の人体費や燃料費の高騰、安心、安全、快適なサービス提供のための投資の増加や乗務員に対する安全に関わる経費の増大から、国土交通省に運賃改定申請を行いました。

この申請に対し令和4年10月11日に国土交通省から新たな公定幅運賃が公示され、**令和4年11月14日**より新運賃の実施となりますのでご案内申し上げます。

今後とも「安心・安全」な利用者サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

◆新運賃について(特別区・武三地区)

○実施日:令和4年11月14日(月) 出庫の車両

<一般的な普通車の場合>

(旧)

公定幅運賃	初乗運賃 (1.052km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速10km/時以下)
運賃上限	420円	233mごと80円	1分25秒ごと80円

↓

(新)

公定幅運賃	初乗運賃 (1.096km)	加算運賃	時間距離併用制運賃 (時速10km/時以下)
運賃上限	500円	255mごと100円	1分35秒ごと100円

※上記運賃は、普通車の公定幅運賃の上限を選択した場合の運賃となります。

「注」東京都多摩地区(武蔵野市・三鷹市以外)のタクシー料金は従来どおり変更はございません。

◆問い合わせ先

一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 総務部 広報担当

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階

TEL 03-3264-8080 FAX 03-3221-7685 E-mail koho@taxi-tokyo.or.jp

<車内周知広告>

タクシーご利用の皆様へ

令和4年11月14日より東京都23区・武蔵野市・三鷹市の運賃が変わります!

※今回改定となる運賃は、多摩地区は含まれません。

◇距離制運賃

【現行】

初乗 1.052km 420円

加算 233m 80円

⇒

【改定後】

1.096km 500円

255m 100円

◇時間距離併用運賃

時速10km以下で走行した場合

【現行】

1分25秒までごとに80円

⇒

【改定後】

1分35秒までごとに100円

◇迎車回送料金

1回につき定額料金を事業者ごとに設定

●一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

●一般社団法人 東京都個人タクシー協会

●国土交通省 関東運輸局

●一般財団法人 東京タクシーセンター

利用者の理解を得るための取組み等

＜乗り場における周知＞

優良乗り場への掲出
(バスタ新宿)



タクシーシェルター防風板への掲出
(松屋浅草側)



ポスター広告掲出
(松坂屋上野)



デジタルサイネージ
(山王パークタワー)



タクシーご利用の皆様へ

令和4年11月14日(月)より

東京都23区・武蔵野市・三鷹市の 運賃が変わります！

平素よりタクシーをご利用いただきましてありがとうございます。
この度、東京都23区、武蔵野市、三鷹市（多摩地区は除く）のタクシーは、タクシー乗務員の確保と労働条件の改善、ならびに事業収支の改善を図るため、令和4年11月14日(月)から下記の通り新運賃を実施させていただきますこととなりました。
今後とも一層の「安心・安全」な輸送とサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

距離制運賃			
【現行】		【改定後】	
初乗 1.052km	420円	⇒	1.096km 500円
加算 233mまでごとに80円		⇒	255mまでごとに100円
時間距離併用運賃 時速 10km 以下で走行した場合			
【現行】		【改定後】	
1分 25秒までごとに80円		⇒	1分 35秒までごとに100円
迎車回送料金			
1回につき定額料金を事業者ごとに設定			

※今回改定となる運賃は、多摩地区は含まれません。

- 一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会
 - 一般社団法人 東京都個人タクシー協会
 - 国土交通省 関東運輸局
 - 公益財団法人 東京タクシーセンター
- 令和4年11月1日掲示

3.(2)消費者のサービス利便性の確保・向上

“

JPN TAXIは、

東京で約**17,000台** 導入を達成しました。

さらに**23,000台**

導入を目指します！

法人
タクシーの
1/2強
法人
タクシーの
3/4



”

次世代タクシー JPN TAXI (ジャパntaxi) とは

平成29(2017)年10月にデビューしましたタクシー専用新型車両JPN TAXI (ジャパntaxi)は、日本を象徴するジャパnブルー「深藍」を車体色とし、UD (ユニバーサルデザイン) 車両として、高齢の方や車椅子をご利用の方、外国人旅行客など、誰もが快適に乗り降りできます。

JPN TAXIは安全・安心そして便利な次世代タクシーとして東京の街を走っています。ぜひご利用ください。

次世代タクシー最新情報

[NEWS & INFORMATION] ページ

<http://info-taxi-tokyo.or.jp/>



東京都においては2016年度より継続してUD (ユニバーサルデザイン) タクシー導入支援として、**購入1台あたり最大100万円**の補助をしていただいています。



UD (ユニバーサルデザイン) タクシーや外国語対応、スマホ配車システムなど、次世代に向けたハード・ソフト両面の充実を目指しています。

ユニバーサルドライバー研修 (UD研修)

高齢者やお体の不自由な利用者とのコミュニケーション、車椅子の取り扱いや乗降時の介助方法などについて実施される研修で、(一財)全国福祉輸送サービス協会が実施しています。

平成26(2014)年4月1日からは(公財)東京タクシーセンターでの乗務員になるために必要な講習にも組み込まれています。



トヨタ自動車株式会社より提供



ユニバーサルドライバー研修
修了者用車外ステッカー



車椅子耐荷重
200kg



車椅子耐荷重
300kg

◆ UD研修 修了者推移 (東京)



大型電動車椅子等の重量に対応するため、
車椅子乗車用のスロープ耐荷重が
強化されました。



○令和6年4月1日にUDタクシー認定レベル準1を創設。

- ・UDタクシーの導入が遅れている地方でのバリアフリーのすそ野を広げ、利用者利便の向上を図る。
- ・多種多様なUD車両のラインナップを用意し、メーカー間の切磋琢磨を促し、より良い車両の開発につなげる。
- ・導入意欲はあるが、価格面で躊躇しているタクシー事業者に新たな選択肢を用意。

レベルごとの基準

車いすスペース	レベル準1	レベル1	レベル2
長さ	1,100mm以上	1,300mm以上	1,300mm以上
幅	630mm以上	750mm以上	750mm以上
高さ	1,300mm以上	1,350mm以上	1,400mm以上
車内傾斜角	15度以下	10度以下	概ね水平
その他	レベル準1	レベル1	レベル2
スロープ耐荷重	200kg以上	300kg以上	300kg以上
乗降用手すり	なし	あり	あり
足元照明	なし	あり	あり
乗降口明度差	なし	あり	あり

国の支援措置

	レベル準1	レベル1	レベル2
購入補助	車両本体価格の1/3 (上限40万円)	車両本体価格の1/3 (上限60万円)	車両本体価格の1/3 (上限60万円)
税制支援	自動車重量税、自動車税（環境性能割）の減免 (ただしエコカー減税あり)		

車体表示マーク



レベル準1



レベル1



レベル2

レベル1（スロープ耐荷重：300kg）

トヨタ JPN TAXI
R2/1/14 認定



R6.11.20現在

レベル準1（スロープ耐荷重：200kg）

トヨタ シエンタ
R6/4/15 認定



トヨタ ノア/ヴォクシー
R6/5/22 認定



日産 セレナ
R6/7/10 認定



日産 NV200バネット
R6/7/10 認定



ホンダ ステップワゴン
R6/11/20 認定



消費者のサービス利便性の確保・向上

乗り場改善

＜羽田空港第3ターミナルでの取組み＞

■ハイヤー乗り場とタクシー降車場を見なおし、タクシー乗り場待機レーンを拡張



キャッシュレス決済の普及

■利用者の支払方法の多様化に対応するため、クレジットカードやICカード、電子マネーによるキャッシュレスでスピーディーな支払いを可能としており、導入台数は年々増加している。



(令和5年3月31日現在)

ドライブレコーダーの普及

■事故後の対応の効率化が図られるとともに、安全に関する教育や指導にも活用。また、警察と連携をとって事件などの犯罪捜査や防犯にも活用。

法人タクシーのドライブレコーダー
外側カメラ **99.36%**、
内側カメラ **98.12%** が装着



妊婦対応・育児支援

■東京のタクシーでは、妊婦や子育て家庭向けに様々なサービスを提供している。

陣痛タクシー(マタニティ・タクシー／妊婦対応)

「いざ産院へ」のとき、24時間いつでも駆けつけます。

事前にお客様の情報をご登録いただくことで、24時間365日いざというときに素早く確実に病院へ向かうことが可能で、タクシーに乗ってからの乗務員への道案内も不要です。



キッズタクシー(育児支援)

顔なじみのドライバーだから、お子様の送迎に安心です。

キッズ担当の顔なじみの精鋭乗務員、料金後払い対応により、お子様だけでのご乗車を可能にします。主に学校、塾、ご自宅間の送迎に人気です。また、新生児・乳幼児をお連れの場合にも周囲を気にすることなく、ゆったりと安心してご乗車いただけます。



「子育てタクシー」とは…

一般社団法人全国子育てタクシー協会が提供する、子育て家庭の送迎をサポートするサービスです。荷物が多くなりがちな乳幼児を運れた外出のサポート、保育園や学童保育所、塾などに保護者の代行としての迎え、陣痛時のスムーズな送迎など、全国子育てタクシー協会の研修を受けた専任のドライバーが乗務する、お子様やその保護者、また妊娠中の方に優しいタクシーです。



訪日外国人観光旅客のための取組み

- 東京の法人タクシーは、訪日外国人観光旅客の利便性向上のため、スマートフォンアプリによる配車サービスや、多言語対応タブレット端末の導入を行っている。

訪日外国人のお客様も便利な東京のタクシー。

スマートフォンアプリによる配車サービス

スマートフォンの配車アプリは、GPS機能により依頼者の居場所を確認し、その場所までタクシーを呼ぶことができる便利なサービスです。その手軽さ、確実さで年々利用者が増加しています。

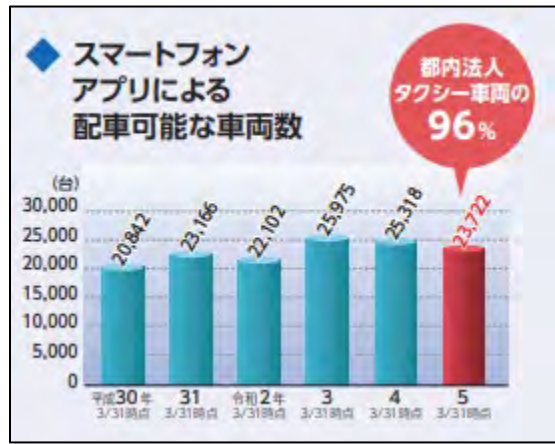




多言語対応タブレット端末の導入

多言語対応タブレット、二次元コードを用いた決済機能など車載機器の充実により、**行き先伝達と決済時の言葉の障壁をなくすことで、よりスムーズなタクシー乗務員と訪日外国人のお客様とのやり取りを可能に**して、今後もますます「おもてなし」の気持ちを込めたグローバルなタクシーサービスを展開していきます。



(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会「東京のタクシー2024」から国土交通省が抜粋

訪日外国人観光旅客のための取組み

- (一社)東京ハイヤー・タクシー協会において、「TSTiE(タスティー)ドライバー」認定制度を創設し、認定を受けた乗務員が、訪日外国人観光旅客に対し、英語での観光案内を行っている。
- また、(公財)東京タクシーセンターにおいて、訪日外国人観光旅客への接遇向上のため、外国人旅客接遇研修及び外国人旅客接遇英語検定を実施している。

英語でガイドができる観光ドライバーの育成を目指します！

TSTiE(タスティー)ドライバー認定制度

日本語による観光の認定制度に続き、英語による観光ドライバーの研修・認定制度「TSTiEドライバー」が平成27(2015)年にスタートしました。
これは増加する外国人旅行者の多様化する需要に対応すべく、英語での観光案内をドライバーが直接お客様に行うものです。
平成28(2016)年度からは東京都において「**地域通訳案内士**」の認定制度が始まり、研修内容が同等であることから、要件を満たしたドライバーを**TSTiEとして認定**しています。



◆ TSTiEドライバー認定の条件



◆ TSTiEドライバーのメリット

ドライバーがガイドを兼ねることから、**費用もおさえることができ**、通訳ガイドが同乗しない分、より多くのお客様がご乗車いただけます。



15,634人 法人タクシードライバーの約3割のドライバーが海外からのお客様に対する良好な環境づくりを進めています。

外国語対応タクシー(ホスピタリティタクシー)の運行

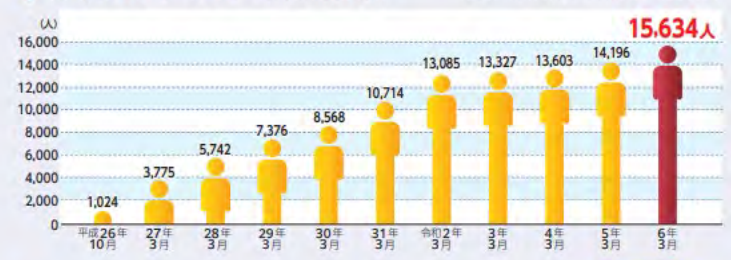
◆ 外国人旅客接遇研修

(公財)東京タクシーセンターにおいて実施するロールプレイングを取り入れた研修は、外国人の習慣やタクシー営業に必要な基本的な会話等を知る、接遇向上を目的とした内容となります。初級から上級、EXCELLENT観光コースとレベルに応じて受講可能で、いずれかの研修受講で、ホスピタリティタクシーとして認定されます。



◆ ホスピタリティタクシー乗務員数の推移

令和6年3月31日現在 (公財)東京タクシーセンター調べ



◆ 外国人旅客接遇英語検定の実施

(公財)東京タクシーセンターでは前記「外国人旅客接遇研修」修了者のより一層の接遇向上を図ることを目的とした「外国人旅客接遇英語検定」を実施しています。同検定合格者は外国人旅客からの質問、緊急時の対応など英語でコミュニケーションがとれるとともに、バリアフリー対応に関する知識・実技なども習得しています。



3.(3)消費者等の意見の反映

消費者等の意見の反映

国土交通省の取組み

- 地域公共交通会議等の場において、会議の主宰者である地方公共団体や、構成員である地域住民から、タクシーに関する意見等がなされた場合は、真摯に対応することとしている。

タクシー業界の取組み

- (一社)東京ハイヤー・タクシー協会において、毎年、利用者に対するアンケート調査を行い、その調査結果を公表、また、今後のサービス改善のための参考としている。

2023年度(第32回) タクシーに関するアンケート調査結果



タクシー運賃について、昨年11月14日に運賃の改定が実施されましたが、それ以前と比べてご利用回数はどうなりましたでしょうか？

消費者等の意見の反映

〔東京都特別区・武三交通圏〕

問8. 現在のタクシー運賃は、他の交通機関にはない「ドア ツアー ドア」の特性」を考えた時、運賃水準についてどのようにお考えですか？

イ. 安いと思う ロ. まあまあと思う ハ. 高いと思う



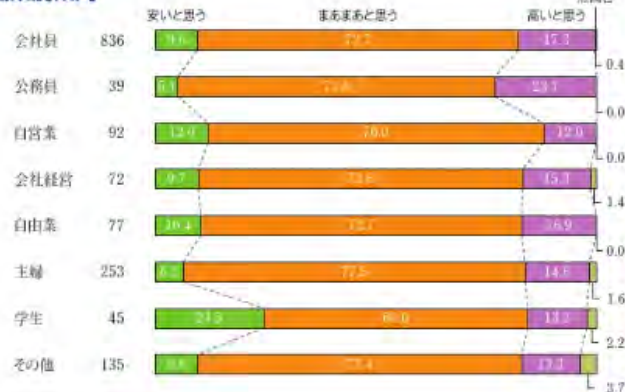
男・女別傾向



年齢別傾向



職業別傾向



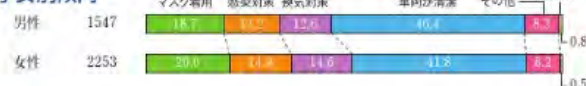
〔全体〕

問10. 現在、タクシーを利用するにあたって重要視していることがあればお教え下さい。

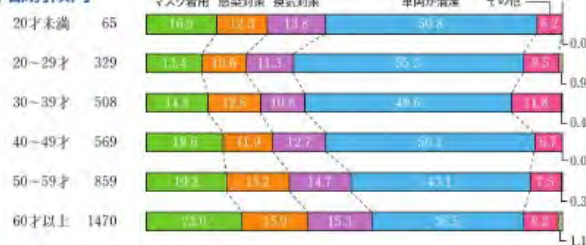
イ. ドライバーがマスクをきちんと着用している ロ. 感染対策（防止シート等の設置）がされている
ハ. 窓開け等により換気対策が徹底されている ニ. 車両が清潔である ホ. その他



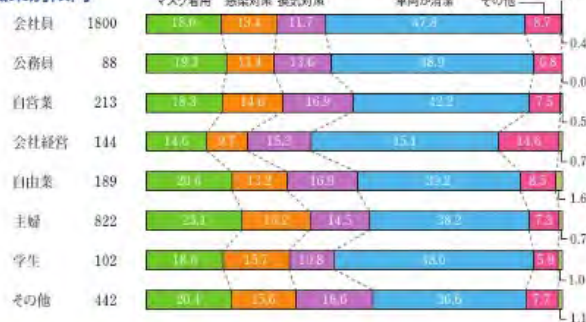
男・女別傾向



年齢別傾向



職業別傾向



○タクシーを利用するにあたって重要視しているその他の理由について（一部抜粋）

1. タクシーは、感染対策をしっかりしているので不安がありませんから。
2. 道に詳しくて感じの良いドライバーさんかどうか。
3. 接客、あいさつは大事です。
4. 空調や、タバコの匂い。
5. 丁寧な運転、安全運転。
6. ドライバーの体調（咳）

消費者からの要望に対する取り組み

- 日々、消費者の方々から寄せられる要望をとりまとめ、業界全体として必要な対応を行っている。

要望

出産を控える妊婦の緊急時に移動するにあたっての手段としてタクシーが必要

陣痛タクシー（マタニティ・タクシー／妊婦対応）

- 「いざ病院！」のとき、24時間いつでも駆けつけます(^_-)-☆
- ★ 事前にお客様の情報を登録することで、24時間365日！
いざというときに素早く確実に病院へ向かうことが可能で、乗車してから乗務員への道案内も不要



要望

子育てをする中で、塾等の送り迎えに安心できるタクシーが必要

キッズタクシー（育児支援）

- 顔なじみのドライバーだから、お子様の送迎に安心です(^_-)-☆
- ★ キッズ担当の顔なじみの精鋭乗務員であり、料金も後払いの対応なので、お子様だけでの乗車を可能としています。
主に、学校・塾等と自宅間の送迎に人気があり、また、新生児・乳幼児をお連れの場合でも、周囲を気にすることなく、安心して乗車できます。



消費者からの要望に対する取り組み

要望

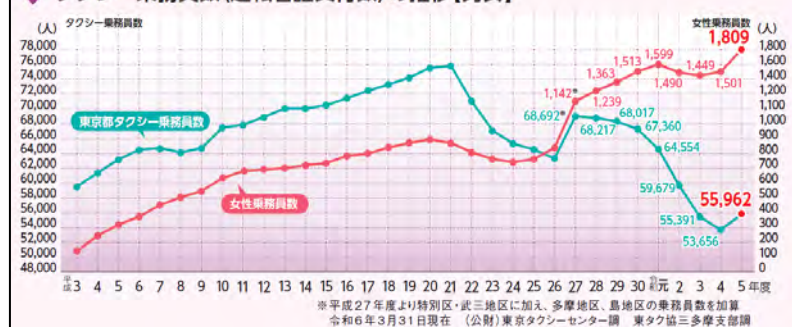
女性ドライバーを増やしてほしい

女性乗務員の普及促進

女性乗務員の推移

- ★ 女性の社会進出の声を聴きつつ、各社において、女性の採用の間口を広げ、女性の就労関係に配慮

◆ タクシー乗務員数(運転者証交付数)の推移[男女]



要望

タクシーの車内を清潔にすることが重要

ニューノーマルタクシーの導入

空気のきれいなタクシーで安心・安全

- ★ ニューノーマルタクシーは、清潔で快適な移動空間の提供を目指すコンセプトカーであり、2021年より順次導入されています。
L字型飛沫防止セパレーター、高効率空気清浄機、空気清浄モニター、防菌シート、防護版、車内抗菌処理を設置し、ウィルス対策を施し、安心・快適に乗車できる車内環境を実現している。



要望

大きな荷物がある際の対応が必要

ジャパントクシーの導入

ユニバーサルデザインのジャパントクシー

- ★ セダン型タクシーに比べ、UDタクシーは、身障者はもとより海外からお見えになるトランク・大型キャリーバッグを持っているユーザーでも乗りやすいタクシーとして都内においては、約18,000台が導入されており、順次拡大する方向である。



タクシー乗り場の混雑解消のためのポーターの配置(東京駅)

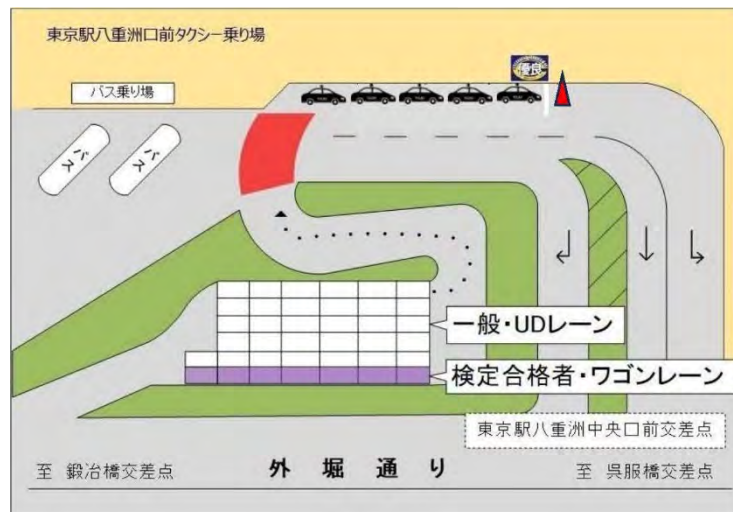
取組内容

- 東京駅八重洲口タクシー乗り場では、令和 5 年 12 月 28 日 正午より、5台同時乗車実証実験中。
- 東京タクシーセンターのHPにて、定点カメラの映像からタクシー待ちの混雑状況を約30秒毎表示。
- 東京駅八重洲口において、効率的な乗車案内、などを行う案内員（ポーター）を配置し、乗り場の混雑解消することで、利用者の利便が向上。

実情

○5台同時乗車の本格実施にあたり、乗り場脇の植栽の一部撤去のほか、スロープ等の乗り場の整備などが必要。

令和7年2月末までに工事を終了予定。



○タクシー待ちの混雑状況の表示



3.(4)タクシー乗務員の労働環境の改善

- 運賃改定実施によるタクシー乗務員の労働条件改善状況を確認するため、(一社)東京ハイヤー・タクシー協会及び関東運輸局東京運輸支局が、運賃改定を行った法人タクシー事業者288社に対し、調査を実施。その調査結果を令和6年5月24日にそれぞれのHPで公表した。

※協会会員事業者261社については協会が調査を実施し、協会会員外事業者27社については東京運輸支局が調査を実施した。

1. 調査対象事業者数

運賃改定を行った法人タクシー事業者288社

※288社中、1社は定時制乗務員のみのものであったため対象から除外。また、1社は調査表未提出。

2. 調査対象期間

運賃改定前 令和3年12月から令和4年5月

運賃改定後 令和4年12月から令和5年5月

3. 調査項目

- ①平均増収率
- ②賃金上昇率及び賃金改善率
- ③一般運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況
- ④その他労働条件改善状況

＜東京ハイヤー・タクシー協会の調査＞

令和6年5月24日
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会

特別武三地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

特別武三地区においては、令和4年11月14日からタクシー運賃の改定を実施(改定率14.24%)しましたが、これによるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者
261社 (※ 261社の内、1社は定時制乗務員のみ在籍のため対象外とした。)

2. 平均増収率 (260社平均)
31.35%
(注) 平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、令和4年12月～令和5年5月の6ヶ月をいう。
(算式) 改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後)÷令和3年12月～令和4年5月の営業収入(同)×100-100

(1) 増収率がプラスとなった事業者 255社

10%以上	9%以上	8%以上	7%以上	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	0%以上
10%未満	10%未満	9%未満	8%未満	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満	1%未満
243社	4社	—	2社	—	—	1社	1社	1社	—	2社

(2) 増収率がマイナスとなった事業者 5社

10%以上	9%以上	8%以上	7%以上	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	0%以上
10%未満	10%未満	9%未満	8%未満	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満	1%未満
2社	1社	—	—	—	—	—	—	1社	—	1社

3. 賃金上昇率及び賃金改善率

(1) 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率 (260社平均)
32.64%

改定前 (令和3年12月～令和4年5月) 1人平均給与月額 287,533円	改定後 (令和4年12月～令和5年5月) 1人平均給与月額 381,378円
---	---

(注) 一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(2) 改定による賃金改善率の分布

運賃改定を実施した全260社について運転者1人平均給与が↑上昇

10%以上	9%以上	8%以上	7%以上	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	0%以上
10%未満	10%未満	9%未満	8%未満	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満	1%未満
259社	—	—	—	—	—	—	1社	—	—	—

(注) 賃金改善率は次の算式により算出
一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の運転者1人の平均給与月額
—
一般運転者に係る
令和3年12月～令和4年5月の運転者1人平均給与月額
—
×100
—100

＜東京運輸支局による追加のヒアリング＞

令和6年5月24日

特別武三地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

特別区・武三地区においては、令和4年11月14日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数
27社 (うち、1社は未提出)

2. 平均増収率 (26社平均)
39.17%
(注) 平均増収率は、次の算式により算出したもの。
令和4年12月から令和5年5月の営業収入(税引き後)
—
令和3年12月から令和4年5月の営業収入(税引き後)
—
×100-100

○増収率がプラスとなった事業者
26社

10%以上	9%以上	8%以上	7%以上	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	0%以上
10%未満	10%未満	9%未満	8%未満	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満	1%未満
26社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 賃金上昇率及び賃金改善率

(1) 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率(26社平均)
37.85%

改定前 (令和3年12月～令和4年5月) 1人平均給与月額 253,960円	改定後 (令和4年12月～令和5年5月) 1人平均給与月額 350,083円
---	---

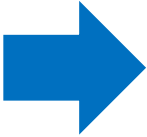
(注) 一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(2) 改定による賃金改善率の分布 (一般運転者1人平均)
26社

10%以上	9%以上	8%以上	7%以上	6%以上	5%以上	4%以上	3%以上	2%以上	1%以上	0%以上
10%未満	10%未満	9%未満	8%未満	7%未満	6%未満	5%未満	4%未満	3%未満	2%未満	1%未満
26社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 賃金改善率は次の算式により算出
一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の運転者1人の平均給与月額
—
一般運転者に係る
令和3年12月～令和4年5月の運転者1人平均給与月額
—
×100
—100

- ＜調査項目＞
- 平均増収率
 - 運転者一人平均賃金上昇率
 - 賃金改善率
 - 営業収入に占める賃金支給率
 - その他労働条件改善状況



○左記調査の結果を踏まえて、改定による賃金改善率0%未満の事業者や営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者にヒアリングを実施

①平均増収率(286社平均)

○運賃改定前後における平均増収率 31.68%

平均増収率は、次の算式により算出。

令和4年12月から令和5年5月の営業収入(税引き後)

令和3年12月から令和4年5月の営業収入(税引き後)

×

100

−

100

○増収率がプラスとなった事業者 281社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
269社	4社	0社	2社	0社	1社	1社	1社	1社	0社	2社

50%以上

45%以上
50%未満

40%以上
45%未満

35%以上
40%未満

30%以上
35%未満

25%以上
30%未満

20%以上
25%未満

15%以上
20%未満

10%以上
15%未満

38社

11社

19社

28社

48社

44社

37社

28社

16社

○増収率がマイナスとなった事業者 5社

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
2社	1社	0社	0社	0社	0社	0社	0社	1社	0社	1社

②賃金上昇率及び賃金改善率(286社平均)

○一般運転者(※)に係る運転者1人平均賃金上昇率 32.84%

※一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

改定前(令和3年12月～令和4年5月) 1人平均給与月額(6ヶ月)	改定後(令和4年12月～令和5年5月) 1人平均給与月額(6ヶ月)
286,021円	379,946円

○運賃改定前後における賃金改善率

10%以上	9%以上 10%未満	8%以上 9%未満	7%以上 8%未満	6%以上 7%未満	5%以上 6%未満	4%以上 5%未満	3%以上 4%未満	2%以上 3%未満	1%以上 2%未満	0%以上 1%未満
285社	0社	0社	0社	0社	0社	1社	0社	0社	0社	0社

50%以上	45%以上 50%未満	40%以上 45%未満	35%以上 40%未満	30%以上 35%未満	25%以上 30%未満	20%以上 25%未満	15%以上 20%未満	10%以上 15%未満
35社	25社	26社	31社	55社	47社	37社	25社	4社

賃金改善率は、次の算式により算出。

一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の運転者1人の平均給与月額

一般運転者に係る
令和3年12月～令和4年5月の運転者1人平均給与月額

×100

-100

③一般運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動状況(286社平均)

○一般運転者に係る営業収入に占める賃金支給率の変動 102.55%

○賃金支給率が上昇した事業者 266社

110%以上	109%以上 110%未満	108%以上 109%未満	107%以上 108%未満	106%以上 107%未満	105%以上 106%未満	104%以上 105%未満	103%以上 104%未満	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満
14社	7社	5社	2社	12社	13社	26社	41社	52社	40社	54社

○賃金支給率が低下した事業者 20社

99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満	95%以上 96%未満	94%以上 95%未満	93%以上 94%未満	92%以上 93%未満	92%未満
7社	7社	2社	1社	1社	1社	0社	1社	0社

賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

一般運転者に係る
令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額

同時期の営業収入

÷

一般運転者に係る
令和3年12月～令和4年5月の賃金支給総額

同時期の営業収入

×100

④その他労働条件改善状況

○運賃改定後に実施した労働環境の改善

- ・脳ドック等各種検診に係る補助 40社
- ・アプリの導入 37社
- ・防犯仕切版の設置 19社
- ・QRコード決済等電子決済機器の設置 5社
- ・社内施設の新設・改修 24社
- ・UD車両等の導入 19社

○手当類の創設・拡充

- ・手当類の創設 4社
- ・手当類の拡充 7社

労働条件改善状況調査の結果を踏まえたヒアリング等調査

- 労働条件改善状況調査において、一定の改善状況に達していないと認められる事業者及び改善状況が確認できない事業者を対象に、東京運輸支局がヒアリング等調査を実施し、その結果を令和6年9月30日に支局HPで公表した。

1. 調査対象事業者数

次の①～③のいずれかに該当した事業者21社

- ①改定による賃金改善率0%未満の事業者(一般運転者一人平均)・・・0社
- ②営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者(一般運転者)・・・20社
- ③調査表を提出していない事業者・・・1社

2. 調査結果

○上記1. ②に該当した20社のうち18社(※)に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。

※20社のうち2社については、事業譲渡譲受に伴い廃業したため、ヒアリング等調査の対象から除外した。

(指導対象から除外した主な理由)

- ・労働時間の短縮に伴い、賃金支給率が低下したもの
- ・運賃改定前の期間において新型コロナウイルス禍の影響により営業収入が減少し、運転者の賃金を確保するため本来の歩合率よりも高い割合で賃金を支給していたもの

○上記1. ③に該当した1社に対してヒアリング等調査を実施した結果、労働条件の改善が図られていることが確認できたため、指導対象から除外した。

＜調査結果公表文＞

令和6年9月30日
関東運輸局 東京運輸支局

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について
(東京都特別区・武三地区)

東京特別区・武三地区におけるタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和6年5月24日付で一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会及び東京運輸支局が公表を行ったところですが、今般、一定の改善状況に達していないと認められる事業者及び改善状況が確認できない事業者を対象に調査した結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1. 調査の概要

運賃改定後(令和4年12月～令和6年5月)のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者(下記①又は②に該当する事業者)又は改善状況が確認できない事業者(下記③に該当する事業者)を対象にヒアリング等調査を実施した。

①改定による賃金改善率0%未満の事業者(一般運転者一人平均)
②営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者(一般運転者)
③調査表を提出していない事業者

2. 調査対象事業者数

	改定事業者数	①に該当	②に該当	③に該当	調査対象事業者
特別区・武三地区	288社	0社	20社	1社	21社

3. 調査結果

①、②に該当した20社のうち18社(※)に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。

※①、②に該当した20社のうち2社については、事業譲渡譲受に伴い廃業したため、ヒアリング等調査の対象から除外した。

(指導対象から除外した主な理由)

- ① 労働時間の短縮に伴い、賃金支給率が低下したもの
- ② 運賃改定前の期間において新型コロナウイルス禍の影響により営業収入が減少し、運転者の賃金を確保するため本来の歩合率よりも高い割合で賃金を支給していたもの

③に該当した1社に対してヒアリング等調査を実施した結果、労働条件の改善が図られていることが確認できたため、指導対象から除外した。

＜問い合わせ先＞
東京運輸支局総務部
担当者 佐藤・山口
連絡先 03-34556-9231(内線1)
＜配布先＞
関東運輸局記者会(ハイタク専門誌)